

令和7年度 AMA フレンドシップ事業に係る取扱事業者の募集について(募集要項)

1 目的

- (1) 尼崎の子どもたちが奄美群島を訪れ、地元の方々とのふれあいや豊かな自然・文化等に触れる機会を通じて、伝統と文化を尊重する心を醸成するとともに、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度等を育成することで次世代のリーダー養成を行う交流事業(AMA フレンドシップ事業)を実施する。
- (2) 当該委託契約の要件として、尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する委託事業に参加する場合のみとしている。
- (3) 当該委託契約の要件となる委託事業を教育委員会が指定するにあたって、その指定する委託事業の企画・運営(下見含む)を行う事業者を公募型プロポーザル方式に準じて募集し、委託事業の取扱事業者として特定する。
- (4) 委託事業内容については、取扱事業者の特定後、取扱事業者が本プロポーザルで提案した委託事業の企画を基準に教育委員会と取扱事業者との調整・協議の上、決定する。

2 事業内容

「令和7年度 AMA フレンドシップ事業に係る取扱事業者の募集について」の仕様書(別紙)のとおり

3 資料

- (1) 「令和7年度 AMA フレンドシップ事業に係る取扱事業者の募集について」の仕様書
- (2) 参加申請書(様式1)
- (3) 見積書(様式2)
- (4) 質問票(様式3)

4 応募資格及び条件

(1) 応募資格

つぎのアからカに掲げる要件を全て満たしていること

ア 旅行業法で規定する旅行業(第1種旅行業者)の登録を受けている者

イ 対象業務において、尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。または、次に掲げる書類を提出できること

商業登録簿謄本(履歴事項全部証明書)及び旅行業法第3条に規定する観光庁長官登録通知
ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと

エ 国税、地方税等を完納している者

オ 尼崎市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと

カ 自己又は自社の役員等が、暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 13 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)のいずれかに該当しないこと。ま

た、その経営に実質的に関与していないこと

(2) 応募条件

教育委員会が望む事業を企画・運営することができること

5 応募手続き

(1) 提出書類

ア 参加申請書(様式1)

イ 提案書又は企画書(様式は任意とし、1社につき1案で、資料が過大にならないよう留意すること。
安全対策を盛り込むこと)

ウ 行程表

エ 参考見積書(様式は任意とする。内訳表示で作成すること。消費税及び地方消費税含む。)

なお、ア及びエの書類については1部、イ及びウについては10部提出すること

(3) 提出書類の配布期間

令和7年5月14日(水)から同年5月28日(水)までの間に尼崎市ホームページよりダウンロードするものとする。

(4) 提出書類の提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和7年5月28日(水)正午まで

イ 提出先

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課(尼崎市三反田町1丁目1番地1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階)

※ 郵送または持参すること。なお、持参する場合は、平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時までには持参すること。郵送の場合も提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類を(3)に掲げる期限までに提出できなかった場合や参加資格がないと認められた者(書類不備を含む)は、当該募集にあたっての審査を受けることができない。

(5) 提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

(6) 参加決定通知

令和7年5月30日(金)中に電子メールにて通知します。

6 参考見積書及び経費について

(1) 仕様書記載の参加募集生徒数を基に算定すること。なお、提案上限金額は、7,296,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(2) 最少催行人数が集まらない場合、事業を実施しない。その場合、事業の企画・運営・募集等に要した一切の経費について、本市(教育委員会を含む。)は補償しない。

(3) 参考見積書については、事業代金に係るコストの妥当性を評価する評価基準の一つとして活用する。

(4) 取扱事業者の特定後、参考見積書及び提案書を基準に教育委員会と取扱事業者とで調整・協議を行った結果、事業(旅行)金額を変更することを認める。ただし、提案上限金額を超えるものは認めない。

(5) 参考見積書の記載については、事業(旅行)金額に含まれているものと含まれていないものを明示し

ておくこと。

7 質問票の受付及び回答

本事業の内容に関して質問がある場合は、質問票(様式2)に質問内容、提案者の事業者名、担当者名、電話番号、E-mail アドレスを記入し、学校教育課へ電子メールにて送付すること。電話、来庁等による質問は受け付けない。

(1) 質問票の提出期限

令和 7 年 5 月 23 日(金)午後 5 時まで

(2) 提出先

尼崎市教育委員会事務局 学校教育課(担当:加藤・保田)

E-mail: ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp

(3) 質問の回答日

令和 7 年 5 月 27 日(火)までに随時、尼崎市ホームページ上に回答を掲載する。

(4) その他

審査基準に関する質問は受け付けない。

8 取扱事業者の特定方法及び評価基準

本市職員を中心に組織する選定会議において、提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査し、本事業に係る取扱事業者として特定する。

(1) 評価基準

ア 取扱事業者としての適格性

- ・修学旅行実績
- ・運営・計画性(生徒募集、研修に係る説明会、事前・事後研修等への対応や協力を含む。)

イ 交流事業の内容

- ・目的に合致しているか
- ・体験活動が充実しているか
- ・学びの効果を高める工夫
- ・プログラムの柔軟性
- ・現地の中学校や地元施設、民泊先等との関わりとその質等の充実
- ・コストの妥当性

ウ その他

- ・危機管理体制
- ・健康安全対策
- ・緊急対応(自然災害等によるフライトの遅延・キャンセル等への対応を含む。)

(2) 審査日

令和7年6月 9 日(月)予定。詳細については参加決定通知時に各事業者へ連絡する。

(3) その他

- ・プレゼンテーションにあたっては、追加資料の提出は認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。
- ・プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは、学校教育課で用意するが、ノートパソコン等は各事

業者で持参すること

- ・出席者は、必要最低限の人数とすること。

9 審査結果の通知

審査結果は、令和7年6月中旬頃に文書により全応募者に対して応募者が指定した宛先に通知する。審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10 審査の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、取扱事業者の特定を取り消すことがある。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (3) 取扱事業者の特定後、教育委員会と取扱事業者とで行う研修の調整・協議が整わなかった場合
- (4) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超えている場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当すると本市が判断した場合

11 その他

- (1) 提案書等の作成費用、プレゼンテーションに要した費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書その他提出資料については返却しない。
- (3) 選定にあたっては、地域経済活性化の観点から、本市が定める基準を満たした参加業者のうち市内事業者（尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者）又は準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活等を行っている事業者）であれば本市が定める割合で一定の加点を行う。また研修の企画・運営に際して、新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行う。なお、市内事業者、準市内事業者、市外事業者のいずれに該当するかの判断は、応募申請の提出時点で行う。

12 スケジュール(予定)

募集期間	令和7年5月14日(水)～ 令和7年5月28日(水)
質問票の提出期限	令和7年5月23日(金)午後5時まで
質問の回答日	令和7年5月27日(火)まで
提出書類の提出期限	令和7年5月28日(水)正午まで
参加決定通知	令和7年5月30日(金)中
審査日(プレゼンテーション)	令和7年6月9日(月)(予定)
結果通知	令和7年6月中旬

以 上